

猫の飼主の募集について

当センターには、飼主のわからない子猫や飼えなくなった猫、ケガをした猫が多数収容されます。

生命の尊重の取り組みに賛同し、地域の模範となる飼主を育成することを目的としているため、募集する飼主の方は、猫の飼主になるための要件に適合し、いくつかの事項を遵守していただくことなどが必要です。

申込み・譲渡等の手続きはステップ1～5のとおりです。

ステップ1（猫の飼主になるための要件）

次の要件に適合しているかをご確認ください。

<猫の飼主になるための要件>

- 原則、市内在住であること。
 - 成人であること。
 - 猫の飼養が可能な住宅に住んでいること
(飼養場所の確認に出向く場合があります)。
- <賃貸又は集合住宅の場合は、猫の飼養が可能であることが確認できる書類(規約等)を添付するか、猫譲渡申込書2ページ目の※以降を管理会社等に記入してもらってください。>
- 飼主になることについて家族全員の同意が得られていること。
 - 万が一、何らかの事情で猫を飼えなくなったときに代わりに世話をする人(成人、かつ、飼主と生計を一にしない人に限る)をあらかじめ決めること(当センターから確認させていただく場合があります)。

要件に適合!

ステップ2（飼主の遵守事項）

飼主になった場合、次の遵守事項を守れるかをご確認ください。

<飼主の遵守事項>

- 法令等を遵守し、動物の健康及び安全を保持し、人への危害迷惑防止に努め、責任を持って終生にわたり家族の一員として大切に飼養すること。
- 避妊又は去勢手術を実施すること。
- 譲渡時に当センターでマイクロチップを装着し、併せて名札など外観から識別できる所有者明示措置をすること。
- 譲渡後の飼養実態調査に協力すること。
- 室内のみで飼養すること。

遵守事項を守れます!

★都会の猫事情 ーだから室内飼育ー

<まちには危険がいっぱい>



<迷子になったり
帰らなくなったり>



<他の人に迷惑を
かけていませんか?>



<いつのまにこんなに・・・>



裏面 へ

ステップ3 (猫譲渡申込書の提出)

「猫譲渡申込書」を提出してください(郵送・FAX可)。

猫譲渡申込書は、動物愛護センター愛護館・各区の保健センター窓口にあります。
動物愛護センターホームページからも印刷できます。

名古屋市動物愛護センターで
申込書の記載事項に不備がないか
確認し、受付の旨をご連絡します

ステップ4 (譲渡手続き)

<成猫譲渡の場合>

- ①来所時に気に入った猫がいたら、翌日以降でトライアル開始日を予約してください。
- ②実際に自宅で猫と一緒に1～2週間のトライアル期間を過ごし、相性を確認します。
- ③家族として迎えることが決まったら、譲渡手続き※の日をご予約の上ご来所ください。

<子猫譲渡の場合>

- ①譲渡に適した子猫がいるときに、申込み受付順に連絡いたしますのでご来所ください。
- ②複数の子猫から選んでいただき、その場で譲渡手続き※を行います。子猫の場合、トライアル期間はありません。

※ 譲渡手続き時に必要な費用：マイクロチップ装着手数料 3,400円

ステップ5 (譲渡後の実態調査にご協力をお願いします)

アンケート調査等を実施いたしますので、猫の飼養管理状況等をお知らせください。

お問合せ先・譲渡申込書提出先

名古屋市動物愛護センター 愛護企画係

〒464-0022 名古屋市千種区平和公園 2-106

電話:052-762-1515 (愛護館)、052-762-0380 (代表)

FAX:052-762-0423

ホームページはこちら⇒



(2022年6月1日)